簡易公募型プロポーザルの実施(公告)

長崎県壱岐病院 増築工事及び既存棟改修工事 基本・実施設計業務について、簡易公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和5年8月30日

長崎県壱岐病院 院長 向原 茂明

1 目的

長崎県壱岐病院の増築工事及び既存棟改修工事にあたり、基本・実施設計の業務委託について、豊かな想像力・設計能力を有する設計者を求めるため、本プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 長崎県壱岐病院 増築工事及び既存棟改修工事 基本・実施設計業務
- (2) 業務種別 基本設計及び実施設計
- (3) 業務場所 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触 1626 番地
- (4) 履行期間 契約日から令和6年8月31日限り
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書(Iプロポーザル要項2業務規模)に示す規模とする。

3 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する設計共同企業体(以下「設計 J V 」という。)とする。

- (1) 設計 I V に関する要件
 - ① 構成員数は、2者とする。
 - ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計 J V の構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。
 - ③ 各構成員の出資比率は、10%以上とする。

(2) すべての構成員に関する要件

① 「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」(昭和53年長崎県告示第975号)第2により入札参加資格者名簿(有効期限:令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)において、コンサルタント登録の業種に建築士事務所(一級)として登載している者であること。なお、入札参加資格を有しない者で、プロポーザル参加を希望する者は、競争参加資格審査申請書(様式8)及び下記アからカの書類を提出し、参加表明書の提出期限までに競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

- (ア) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- (イ) 基準年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主 資本等変動計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村が発行する身元(分)証明書
 - (イ) 成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証 する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- カ 業務実績調査表 (様式 9)

- ② 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は 指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限の日以前6か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡 手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受け た事実がある者でないこと。
- ⑤ 見積執行日までの間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。

(3) 代表構成員に関する要件

① 企業の業務実績に関する条件

平成 20 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までに業務が完了した病床数 150 床以上の救急告示病院(救急指定病院)の新築、増築又は改築に係る設計業務(設計意図伝達業務(平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第三号による。以下同様とする。)を除く。)を元請けとして行った実績を有すること(設計 J Vによる実績は、出資比率 30%以上の実績又は出資比率 20%以上 30%未満の場合は 2 回以上の実績に限る。)。

② 配置予定技術者に関する条件

平成 20 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までに業務が完了した病床数 150 床以上の救急告示病院(救急指定病院)の新築、増築又は改築に係る設計業務(設計意図伝達業務を除く。)を元請けとして行った実績(当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わった者に限る。)を有する一級建築士を管理技術者として配置すること(設計 J V による実績は、出資比率 30%以上の実績又は出資比率 20%以上 30%未満の場合は 2 回以上の実績に限る。)。

③ 出資比率に関する条件 設計 J V における出資比率は、その他の構成員の出資比率を上回ること。

(4)その他の構成員に関する要件

① 壱岐市内に本店を有する建設関連業者であること。 「本店」とは、会社法第 19 条に基づき本店住所として登記した所在地を本店とし、それによらない者については、長崎県調査・設計・測量の入札参加資格申請書審査実施要領に基づき様

4 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書(様式1)及び誓約書、参加 資格要件に該当する実績を確認できる任意の資料等をそれぞれ1部提出すること。

① 提出期限 令和5年9月11日(月)午後5時必着

式1-1 により提出された住所所在地を本店とみなす。

- ② 提出先 長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地 長崎県壱岐病院 総務課財務係
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留)
- ④ 結果の通知

参加資格がないと認められた事業者へはその旨文書で通知するものとし、その 後のプロポーザルには参加できない。

5 質問書の受付

質問については、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。ただし、様式や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

(1) 受付期間

令和5年8月31日(木)~令和5年9月4日(月)午後5時必着

(2) 提出方法

質問書は、病院財務係へ、持参、郵送、メールまたはFAXにて提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上適当な利益を損なう恐れのあるものを除き、受理しだい、随時回答する。回答書は当院及び長崎県病院企業団ホームページに掲載する。

6 技術提案審査

- (1) 提出書類 技術提案書(様式 I 及び様式 II、III、IV)
- (2) 提出部数 10部
- (3) 提出方法 持参または郵送のこと
- (4) 提出期限 令和5年10月5日(木)午後5時まで(必着)

7 プレゼンテーション及びヒアリング審査

目的:提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、プレゼンテーション並びにヒアリングを 実施する。

日時:令和5年10月中旬(予定):詳細は対象者に文書で通知する。

場所:壱岐病院 2階会議室(予定)

内容:プレゼンテーション(15分程度)及び質疑応答(15分程度)

*プレゼンテーションの方法・使用機器等は担当者へ確認すること。 (プロジェクター及びスクリーン、マイク、スピーカー等は使用可。)

(パソコンは参加者が用意すること)

8 最優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会による審査

選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリング内容を審査し、総合的に評価し、 選定する。

(2) 選定要領

審査については、当院審査委員による採点方式とし、獲得した総合得点の高い事業者から順位を決定する。また、最高得点事業者を最優先交渉権者とし、見積徴取の上、正式に契約とする。契約に至らない場合は、次に得点の高かった事業者と協議し、以下同様とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に文書で通知することとし、電話等による問合せには応じない。 また、審査結果の内容に関する問い合わせには応じない。

(4) 評価方法

① 一次審査 (評価項目及び配点等)

下表の各評価項目に対応する評価事項に対する各審査点を合計したものを一次審査の評価点とする。

評価項目		評価事項	点数
事務所の体制、実績	組織体制	事務所及び協力事務所の有資格者数を評	30 点
		価	
	業務実績	同種・類似業務の実績件数を評価	20 点
技術者の経験等	管理技術者	経験年数、同種・類似業務の実績件数、受	20 点
		賞歴を評価	
	主任技術者	資格・経験年数、同種・類似業務の実績件	30 点
		数、受賞歴を評価	
事務所の実績	同種·類似業務実績	設計した建物の設計理念に基づき業務の	30 点
		成果が優れているかを評価	
	事務所の業務実績	壱岐病院の設計業務に活かせる業務の成	20 点
		果は優れているかを評価	
一次審査の評価点			150 点

② 二次審査(評価項目及び配点等)

下表の各評価項目に対応する評価事項に対する各審査点を合計したものを見積額及び技術提案 書(ヒアリング結果も考慮)の評価点としたものを二次審査の評価点とする。

評価事項		評価事項	配点
見積額	見積書	業務コストの妥当性を評価	30 点
	企業の技術力、信頼性	業務遂行企画力、当該地域における業務実績 などを評価	50 点
技術提案書	業務実施方針	業務の内容の理解度、実施手順、工程の妥当 性、安全性などを評価	50 点
	技術提案書	的確性(与条件の理解度、提案)、実現性(実 現の可能性、業務の実績)、独創性などを評 価	150 点
プレゼンテ ーション	ヒアリング	専門技術力、取組姿勢、コミュニケーション力などを評価	20 点
見積額及び技術提案書の評価点			300 点

③ 評価方法

審査委員 7名が②の評価項目にそれぞれ採点し、300点×7人=2,100点満点で評価する。

(5) 疑義等の照会

審査内容に関する問い合わせ、疑義等は一切受け付けない。

- 9 最優先交渉権者選定後の契約の流れ(契約額の決定)
 - ①最優先交渉権者選定の後、最優先交渉権者に対し、改めて、本業務に係る見積条件、見積執行 日時、場所等を記した見積執行通知書を発送する。
 - ②見積執行通知書に従い見積徴取を実施する。
 - ③見積徴取の結果、発注者が定める予定価格を下回った場合に価格決定とし、本契約を締結する。
 - ④見積徴取は2回までとする。
 - ⑤③、④に基づく見積徴取の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とする。

10 留意事項

(1) 失格または無効

次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

- ① 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- ② 参加表明書及び技術提案書の作成要領に指定する作成様式並びに記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合
- ③ 参加表明書及び技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 参加表明書及び技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- ⑥ 見積額が業務規模を上回る場合
- (7) 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑧ 本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑨ 本件公告後、審査委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めた場合

(2) 技術提案書の訂正

提出された企画提案書は、誤字・脱字等の軽微なものを除き、変更、差し替え若しくは再 提出は認めない。

(3) 参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、参加者の負担とする。

- (5) その他
- ①参加者は審査に必要な提出書類の提出をもって募集要領等の内容に同意したものとみなす。
- ②提出された必要書類の返却はしない。
- ③提出された必要書類の内容は原則として公表しない。
- ④審査に対する不服申し立て等の行為を禁止する。

11 問い合わせ先

₹ 811-5132

長崎県壱岐市郷ノ浦町東触1626番地

長崎県壱岐病院 総務課財務係

電話 0920-47-1131

メールアドレス iki-hospital@ikihp.jp